

欧州議会，一部の加盟国のみによるEU特許の枠組創設を承認

2011年2月15日

JETRO テュッセルト・ルフセンター

欧州議会は，2月15日に開催された議会において，賛成471，反対160，棄権42で，一部の加盟国のみによるEU特許の枠組創設を承認する議決を行った。

EU特許の翻訳言語については2010年に精力的な議論が行われたものの，EU運営条約（TFEU）第118条で規定されるEU理事会の全会一致が得られなかったことから，12の加盟国が「強化された協力（Enhanced Cooperation）」と呼ばれる一部の加盟国のみによる枠組創設を提唱し，2010年12月14日には，欧州委員会がEU理事会に対して「強化された協力」の承認を求める提案文書を提出していた。今回，欧州議会がこれを承認したことにより一歩前進することとなった。

「強化された協力」の枠組み創設の要請を送付して既に参加を公式に表明したのはデンマーク，エストニア，フィンランド，フランス，ドイツ，リトアニア，ルクセンブルク，オランダ，ポーランド，スロベニア，スウェーデン，英国の12の加盟国であるが，欧州議会のプレスリリースによれば，イタリアとスペインを除く25の加盟国が参加の意思を示している。

今後，3月9～10日に開催が予定されているEU理事会においても「強化された協力」が承認されれば，EU特許の具体的内容について本格的な議論が開始されることになる。また，3月8日には，統一特許訴訟制度のEU条約適合性に関する欧州連合司法裁判所（CJEU）の判決が出る予定であり，EU特許とその訴訟システムの実現へ向けて，今後の行方に注目が集まっている。

－ 欧州議会のプレスリリースは，以下参照 －

[EU patent: Parliament gives go-ahead for enhanced cooperation](#)

－ EU特許の「強化された協力」に関するこれまでの経緯は，以下参照 －

[欧州知的財産ニュース 2009年11～12月号 \(Vol. 35\)](#)

[欧州知的財産ニュース 2010年7～8月号 \(Vol. 39\)](#)

[欧州知的財産ニュース 2010年11～12月号 \(Vol. 42\)](#)

[欧州知的財産ニュース 2010年11～12月号 \(Vol. 42\)](#)

－ 統一特許訴訟制度のEU条約適合性に関するCJEUへの付託は，以下参照 －

[欧州知的財産ニュース 2009年5～6月号 \(Vol. 32\)](#)

(以上)